答 弁 第 二 〇 号昭和五十三年一月二十日受領

(質問の

内閣衆質八二第二〇号

昭和五十三年一月二十日

内閣総理大臣 福 田 赳

夫

衆 議 院 議 長 保 利 茂 殿

衆議院議員安藤巖君提出公害健康被害補償法に基づく補償給付支給事務に対する国の交付金及

び公害保健福祉事業に対する国の助成措置に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆 議 院 議 員 安 藤 巖 君 提 出 公 害 健 康 被 害 補 償 法 に 基 づ < 補 償 給 付支 給 事 務 に 対 す る 玉

 \mathcal{O} 交 付 金 及 Ű 公害 保 健 福 祉 事 ,業 に 対 す る 国 \mathcal{O} 助 成 措 置 に 関 す る質 問 に 対 す る 答 弁書

一について

公 害 健 康 被害補償給付支給事務費交付金交付 要綱にい j 実施主体 毎に別に定める人員」は、

毎 年 度、 認 定 患者 数、 指 定 地 域 \mathcal{O} 人 地 域 指 定 \mathcal{O} 時 期等 0 要 素 を 総 合 的 に 勘 案 L つつ、 環 境

庁 長 官 が 定 \emptyset て ****\ るところで あ り、 交付 金 \mathcal{O} 算 定 0) 基 礎 と な る 職 員 \mathcal{O} 総 数 に 0 ۲, 7 は、 昭 和 五.

十三年度から増加を図ることとしている。

二について

補 償 給 付 支給事務 12 . 従 事する 職 員 \mathcal{O} 配 置 及 び 業務 内 容 \mathcal{O} 態 様 は 県 市 に より 著 L う く 異 な つて 1

るところであるが、 補 償 給付支給事務を円滑に処理す るために は、 交付 金の 算定 の基礎となる

職 員数 について改 善に努めることが 重要であ ると考えており、この た め、 昭 和 五. 十三年 度 か 5

そ 0) 総 数 に つ **,** \ て 対 前 年 · 度 五 十パ] セ ント 0) 増 加を図ることとし、 同年度予 算 0 政 府 原 案 に お

いて所要の措置を講ずることとしている。

三について

公害健康被害者のみを対象とする施設の建設を公害保健福祉事業として承認することについ

て は、 効 率 的 な運営を図ること等に おい て 種 々問題 が あ b, 慎重に対処すべきであると考えて

いる。

な お、 御 . 質問 0) 名古 屋 市の計 画 に つい ては、 内容 を承知し てい な \ \ \

右答弁する。